



# 福岡市育成会だより

第141号

発行所 社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

TEL.092-713-1480

この会報は、  
共同募金の配分を  
受けて作成した  
ものです。



ありがとうございました

## 平成25年度を振り返って、 今後を考える

理事長 向井公太

平成25年度を少し振り返り、平成26年度に向けて考えたいと思っています。社会福祉法人に勤めるうえで

た年だったと思います。

また、他の団体との共同事業とし

ては、市障がい児・者美術展の開催

などいくつかの事業に取り組んできました。一方、形あるものとして、

昨年12月に国会で国連の障害者権利条約が承認され、今年1月に批准し、

居宅介護事業所の開設（平成26年4月1日開設）があります。育成会と

世界で141番目の批准ですが、早い

ことは、今やるべき、やらなければ

ならない事業だと思い、たくさんの

皆様のご支援をいただき、開設に向

ることが決していいことだとは思いま

しては、今やるべき、やらなければ

せんが、たくさんの方が言われてい

ます。目を転じれば、我が国では

2月19日から効力が生じました。世

界で141番目の批准ですが、早い

ことが決していいことだとは思いま

せんが、たくさんの方が言われてい

るよう、決してこれがゴールでは

なく、スタートであります。現在、

「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」のメンバーとして取り組んでいますが、今後とも多くの団体

として、終の棲家検討を法人と保護者会とで続けてまいりました。未だ

検討半ばですが、終の棲家の在り方

や姿に関する議論をしていく中で、

保護者のいろんな思いにぶつかります。胸が熱くなることもしばしばあ

ります。議論が進めば進むほど、責任の重さを感じられます。また、平

成26年度は育成会の果たすべき役割

手をつなぐ育成会においては内部で力を蓄えた時期だったと思います。就業規則や給与規程等の改正、虐待防止組織の設置、新会計基準への移行準備、職員の業務の評価制度の検

## 国連の障害者権利条約を我が国が批准!!

平成26年1月20日ニューヨークにおいて、我が国は、「障害者の権利に関する条約」(以下「本条約」という。)の批准書を国連事務総長に寄託しました。これにより、本条約は、本年2月19日に我が国について効力を生ずることとなります。

本条約は、障がい者的人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現する措置等を規定しています。

今回は障害者権利条約の前文を紹介させていただきます。

この条約の締約国は、

1. 国際連合憲章において宣言された原則が、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、
2. 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人はいかなる差別もなしに同

宣言及びこれらの規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言し、及び合意したこと認め、

した。

3. すべての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者がすべての人

権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、

4. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及びすべての移住労働者及びその家族の構

5. 障害が、発展する概念であり、並びに障害者権利の保護に関する国際条約を想起し、

6. 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、

7. 持続可能な開発の関連戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、

8. また、いかなる者に対する障害を理由とする差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、

9. さらに、障害者の多様性を認め、

10. すべての障害者(より多くの支

援を必要とする障害者を含む。)の人環境による障壁との間の相互作用であつて、障害者が他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、

11. これらの種々の文書及び約束にての権利及び自由を享有することができるることを宣言し、及び合意したこと認め、

12. あらゆる国(特に開発途上国)における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、

13. 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対しても既に又是潜在的に貢献していることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、

14. 障害者にとって、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び自立が

重要であることを認め、

15. 障害者が、政策及び計画(障害者に直接関連する政策及び計画を含む。)に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、

16. 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、原住民としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、

17. 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、

18. 障害のある児童が、他の児童と平等にすべての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、

19. 障害者による人権及び基本的自

由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、

と並びに人権に関する国際的な文書において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、

20. 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、

この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要なことを認め、

21. 国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における

障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、

22. 障害者がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境、健康及び教育並びに情報及び通信についての機会が提供されることが重要であることを認め、

23. 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこ

24. 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び國家による保護を受ける権利を有する

ことを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、

25. 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、

次のとおり協定した。

**障害者の権利に関する条約の締結について(声明)**

社会福祉法人  
全日本手をつなぐ育成会  
理事長 久保 厚子  
2013年12月4日、国連の障害者の権利に関する条約が国会において承認され、わが国としてこれを批准したことを本会として率直に評価し、これを歓迎します。同条約についてわが国は、2007年9月28日の署名以後、署名国という立場で権利条約の実施に努めて参りました。批准の前に、本会としても条約に沿つて国内の障害者施策を改革する方向で取り組み、障害者基本法や障害者自立支援法の改正、障害者虐待防止法や障害者総合支援法、障害者差別解消法の成立、公職選挙法の改正による成年後見制度の被後見人の選挙権回復など、一定の成果を見るに至りました。国内法制の改革が進んだ結果として同条約を批准できることを、本会としても喜ばしく思うところです。

本会は国際的なネットワークにおいて国際育成会連盟のアジア太平洋理事国の立場にあります。同じくアジア太平洋のニュージーランドのロバート・マー・ティンさんという知的障害者である理事が、国連の特別委員会では積極的に発言をしてくださいました。国際育成会連盟の代表として知的障害のある方が発言され、条約交渉にも大きな貢献をされたことを私たちも誇りに思います。また、こうした国際的なネットワークの一員として、国際活動委員会の長瀬修委員長を中心として国内外において同条約の実施に努めていることも本会として自負するところです。

一方、このたびのわが国における同条約批准は、「ゴール」ではないと考えます。今後、同条約の発効後2年内に実施状況に関する報告書を提出し、国連の障害者の権利委員会から審査を受けます。国際的な指摘に応えていくことは、一面においては困難を伴いますが、わが国の障害福祉施策の前進にとつて大きな意味をもつものと期待しています。あわせて、わが国は同条約の批准国として同条約の国際的な実施の一翼を担

うべきであり、国際社会においても一定の責任を果たす必要があると考えます。

障害者の権利をまもり、社会の中でそれぞれが望む生活を実現していくことについて、同条約の批准により、わが国は国内外においてこれまで以上の責任を負うことになると考えます。その意味において同条約の批准は、わが国にとって一つの「スタート」となります。そのことを肝に銘じつつ、本会としては、政府や議会、あるいは関係団体などとも協力しながら、そして市民の皆様のお力添えもいただきながら、障害者施策のより一層の進展に取り組んで参る所存です。

最後になりましたが、同条約の批准に向けてご尽力いただいたすべての関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。



### 障害者虐待問題について

当法人では、障がい児者に対する虐待防止を図るために、研修会や虐待防止機能に関する検討会議など、様々な機会を通じて法人全体の意識向上や人材育成に取り組んでおり、わが国は国内外においてこれまで以上の責任を負うことになると考えます。その意味において同条約の批准は、わが国にとって一つの「スタート」となります。そのことを肝に銘じつつ、本会としては、政府や議会、あるいは関係団体などとも協力しながら、そして市民の皆様のお力添えもいただきながら、障害者施策のより一層の進展に取り組んで参る所存です。

障害者虐待防止法が施行され、障害者権利条約の批准と障がい者の権利擁護が日増しに高まるなか、依然として後を絶たない虐待問題の原因について考えてみました。

### 障害者虐待防止法施行後の対応状況について

ひまわりパークつばみ

施設長 花田 敏秀

平成24年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書が厚生労働省より昨年11月に発表されました。これは法の施行後半年間の通報状況とその対応について行われた調査です。以下にその調査結果の概要を述べ、虐待防止法について少し考えてみたいと思います。

#### 1・養護者による障害者虐待についての対応状況等

平成24年度、全国の1,724市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、3,260件でした。そのうち、市区町村が受け付けた件数が3,155件、都道府県が受け付けた件数が105件ありました。

#### (1) 相談・通報者(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	構成割合								
教職員													
医療機関関係者													
警察官													
相談支援専門員、障害者施設従事者等													
虐待者自身													
当該市区町村行政職員													
その他													
不明													
合計													
3,422	80	212	250	354	32	894	31	166	66	173	280	884	件数
	2.5%	6.5%	7.7%	10.9%	1.0%	27.4%	1.0%	5.1%	2.0%	5.3%	8.6%	27.1%	構成割合

※構成割合は相談・通報件数3,260件に対するもの。

## (2) 事実確認の結果

虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	虐待ではないと判断した事例	虐待の判断に至らなかつた事例	合計
※通報のうち明らかに虐待ではないと判断したものを除いて2,604件の調査が行われた。			
2,604	507	786	1,311
100%	19.5%	30.2%	50.3%

構成割合

## (3) 虐待の種別・類型

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放棄・放置	合計
1,550	36	25	479	644	366
件数					構成割合

構成割合

※構成割合は、虐待者1,329件に対するもの

## 2・障害者福祉施設従事者による

## 障害者虐待についての対応状況

平成24年度、全国の1,742市区町

村及び46都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、939件です。そのうち、市区町村が受け付けた件数が775件、都道府県が受け付けた件数が164件ありました。

## (1) 相談・通報者(複数回答)

合計	不明	その他	運営適正化委員会	警察	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所職員	障害者支援専門員・施設従事者等	医療機関関係者	民生委員	近隣住民・知人	家族・親族	本人による届出	件数	構成割合	
1,013	64	96	6	21	15	48	142	106	2	8	2	55	169	279	
6.8%	10.2%	0.6%	2.2%	1.6%	5.1%	15.1%	11.3%	0.2%	0.9%	0.2%	5.9%	18.0%	29.7%		構成割合

構成割合

※構成割合は、相談・通報件数930件に対するもの。

## (2) 市区町村における事実確認の状況

事実確認を行つた事例	事例	虐待の事実が認められた事例	虐待の事実が認められなかつた事例	合計
事実確認調査を行つていない	事例	虐待の事実が認められた事例	虐待の事実が認められなかつた事例	合計
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要となる事例	事例	虐待の事実が認められた事例	虐待の事実が認められなかつた事例	合計
は事実確認調査の要否を検討中の事例	事例	虐待の事実が認められた事例	虐待の事実が認められなかつた事例	合計
を依頼	事例	虐待の事実が認められた事例	虐待の事実が認められなかつた事例	合計
都道府県へ事実確認調査	事例	虐待の事実が認められた事例	虐待の事実が認められなかつた事例	合計
※構成割合は、相談・通報件数870件に対するもの。	事例	虐待の事実が認められた事例	虐待の事実が認められなかつた事例	合計
最終的に虐待の事実が認められた事例は全部で80件。	事例	虐待の事実が認められた事例	虐待の事実が認められなかつた事例	合計
870	55	16	41	146
100%	6.3	1.8	4.7	16.8
	29.7	25.2	36.1	9.1
	70.3%			

## (5) 被虐待障害者の障害種別(複数回答)

身体障害	精神障害	知的障害	発達障害	その他	合計
206	1	3	70	97	35
100%	0.5%	1.4%	34.0%	47.1%	17.0%

構成割合

## (4) 虐待の種別・類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放棄・放置	合計
111	6	7	42	10	46
7.5%	8.8%	52.5%	12.5%	57.5%	

構成割合

※構成割合は、虐待判断事例件数80件に対するもの。

3・この調査から考えさせられたこと  
障害者虐待防止法が施行されて半年でこれだけの通報があり、養護者による虐待と認定されたケースが80件、障害者福祉施設従事者による虐待と認定されたケースが1,329件、障害者福祉施設従事者による虐待と認定されたケースが80件以上ることは、法が一定の効果をあげている証であると思います。

しかしその一方でこの法は「障害者の養護者に対する支援」を謳つており、その点から考えれば若干改善されたとは言え、依然として我が国の障害福祉サービスは他の先進国と比較して貧弱であり問題を残しています。つまりこの国の福祉は障害福祉に限らないのですが、家族機能(実態はなくなっているが風土として、あるいは福祉に関する法制上根強く

残っている家制度)の補完を基本としており、家族に頑張つてやつてもらつて、それでもできないことを国がお手伝いするという原理で成り立っています。この原理を変えなければ、重い障害のある子をもつ養護者は子どもが成人しても、子どもが幾つになつても、自身が高齢になつても、その介護責任を負わなければならず、その精神的・経済的負担は計り知れず、このことを考え直さなければ根本的には虐待の芽はなくならないのではないかと感じます。

また、被虐待者の障害種別で知的障害が多いことは予想されたこととは言え知的障害に関わる者として暗澹たる気分にさせられます。改めて、人権について考えさせられました。

障害者福祉施設従事者による虐待は80件とされていますが、これは通報そのものが少なく実態を窺っていないと思います。そもそも、障害者の支援をするべき施設従事者が虐待行為を行うこと自体が重大な問題で、風通しの良い意見の言いやすい職場風土の確立。従事者に対する専門知識の獲得の支援。そして何より外部の目を入れチェック機能を持たせる

等、福祉施設の管理者として改めて考えさせられた処です。

使用者による虐待については紙幅の関係で割愛させていただきましたが、調査に顕われない悲惨な実態があることは想像に難くありません。労働局等の関係機関が使用者による必要性があると思います。

昨年、障害者差別解消法が施行され、今年早々に我が国において障害者権利条約が批准されました。21世紀は人権の世紀とも言われています。

障害者権利条約をスタンダードとして、差別解消法等の我が国の関連法規を実効性あるものにするためには、現行の制度に、加えて問題の調整や場合によつては行政指導等の権限を持つ専門機関の創設等が急務であると思ひます。また、障害者団体の一員として「一人で悩まないで、知的障害をもつ家族が手をつないで考えて行きましょ」「障害者差別は許さない」「障害者虐待は重大な人権侵害である」ことを訴えていく必要性を強く感じました。

## 災害に備えて

福岡西方沖地震から今年で9年、来年で10年目という節目を迎えます。また、3年前の3月11日に東日本を襲つた未曾有の大地震は、そこで暮らす人々の生活を大きく変えてしまいました。

災害に対し、非常に弱い立場にある障がい児者に対して、あの福岡西方沖地震・東日本大震災、豪雨や台風といった大災害に対してどう備えていくのか、その取り組みについて調べてみました。

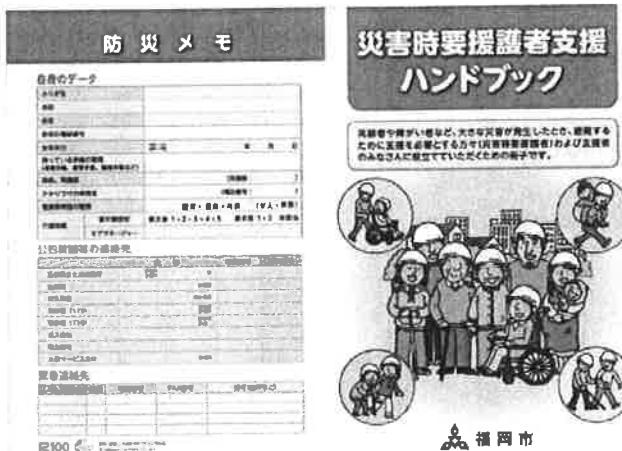
また、宮城県手をつなぐ育成会の芳野事務局長に大災害時の課題や、育成会が出来ることについて寄稿していただきましたのでご紹介します。

福岡市では、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震のほか、平成11年6月、平成15年7月、平成21年7月と大きな水害を複数回経験しました。このような状況を踏まえ、福岡市では、地震や大規模風水害などが発生した際に、家族等の援助を受けることが困難で、その援護に特に留意すべき方を対象に、民生委員と共同

●対象者

次のいずれかにも該当し、災害時に家族等による支援が受けられず、協力者を必要とする方が対象になります。

- ・身体障害者手帳をおおむね1、2級、または療育手帳をお持ちの方
- ・一人で避難することができない方
- ・単身世帯や障がい者のみの世帯な



で「災害時要援護者台帳」の整備に取り組んでいます。

障がい者の方の災害時要援護者台帳への登録方法について次のとおりです。

支援を希望される方は、各区保健福祉センターの福祉・介護保険課の窓口に、災害時要援護者台帳への登録に関する申込書をご提出ください。

なお、申込書を提出いただきますと、お住まいの地区の民生委員がご自宅に訪問し、世帯の状況や障がいの状況、緊急連絡先等をお尋ねし台帳に登録します。

また災害等で、避難所での生活を余儀なくされたものの、特別な配慮については、市内の入所支援施設に福祉避難所として協定締結をし、受け入れを依頼することになっています。先の東日本大震災では、甚大な被害と死者・行方不明者合わせて2万人を超える尊い犠牲と引き換えに多くの教訓を得ました。知的障がい者の避難でも「逃げろと言つてほしかった」と声があつたと言われるよう、円滑かつ安全な避難や被災者保護対策等に大きな課題を残しました。

その教訓から「災害対策基本法」が改正され、平成25年6月21日に公布されました。

その改正された内容のなかで

- ・市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。

・市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮をする者について名簿を作成し、本人から同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。

災者台帳作成時にも、個人情報を利用することができます。これを受け、福岡市では現在、市民局、保健福祉局、こども未来局、各区役所を巻き込んで、大規模広域な災害に対する即応力の強化のため検討を行っていますが、名簿作成対象者をどこまで広げ、どのような名簿を作成するか。プライバシー保護のため、情報をどのように管理するか等、課題も多くあります。

この原稿を作成中の3月14日未明に、伊予灘を震源とする震度5弱の地震が中国地方を襲い、けが人等の被害も出ています。改めて、災害は突然降りかかることを感じさせられました。その災害から、災害弱者を守るために地域全体での取り組みが不可欠です。行政の取り組みは勿論ですが、宮城県育成会のように、我々も町内レベルでの啓発活動等を通じ、より住みやすい街づくりへの働きかけが必要ではないかと感じました。

この2点を受けて、先ほどご紹介したこれまでの「災害時要援護者支援ハンドブック」にある、いくつかの条件に該当し、避難時に支援を希望する方が福祉・介護保険課の窓口に申請する方法から、災害時に避難の配慮を要する高齢者、障害者等の名簿作成が義務づけられました。

加えて、本人の同意を得れば消防、

民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供ができ、また災害発生時の被

月に開所しました。まもなく一年がたとうとしていますが、幸いこの間、災害の被害に合うことなく過ごすことができました。

人的災害、自然災害はいつ起ころかわかりませんが、その中で火災については未然に防ぐことができるものです。普段から備えをしておくことが肝要ですが、万が一火災が発生した場合、避難がスムーズにできるように、避難訓練をこれまでに2回実施しました。利用者には最初から訓練であることを伝え、あわてずに移動することを主眼に実施しました。

6月実施の時は初めてということもあり、少しのんびりした避難でしたが、11月に実施した時は1回目の反省を下により安全を意識して避難することが出来ました。ただ、当事業所は4階建てのビルの1階を借りているため、防火管理責任者を中心に防火備品の備え・点検等を実施すると共に、上牟田ビルの他の利用事業者にも火災予防の徹底をお願いしております。

また、事業所利用中にもし地震が起こった場合は、いきなり外に飛び出すことがないよう机の下に潜るな

## 災害時の対応について

ひまわりパーク上牟田  
管理者 伊原 貴子

ひまわりパーク上牟田は、昨年4

として、まず支援員の指示をよく聞いてから行動することを利用者に話しています。

事故、災害等の対応については、日頃から関係機関との連絡を明確にして施設内の目に付くところに連絡先を掲示し、非常事態の際はすぐに連絡が取れるようにしています。緊急避難が必要になつた時の避難場所としては、事業所横の県営住宅広場、又はすぐ近くにある山王公園としておられます。校区の公的避難場所は東光小学校ですが、徒歩での移動時間が20分～30分かかるため、まず近場の避難場所へ移動することにしています。この件に関する件は、上牟田3丁目自治協議会、県営住宅自治会にも了解をいたしております。

ひまわりパーク上牟田は、通所事業所であり送迎も行つていているため、台風・積雪・大雨等の場合には、早めに対応することが求められます。気象台や情報機関の情報収集に努め、育成会事務局と連絡を取り、利用者の安全を考え早めの帰宅あるいは事業所の臨時休所等の決定を速やかに行わなければなりません。これまで緊急連絡網を使って早朝に利用者宅

へ一度連絡をしたことがあります、それは台風の影響がなくなつたため、こつたのかわからない状態でした。通常の利用をお願いしたいという安心コールのようなものでした。

備えあれば憂いなしと言いますが、災害全般に関して危機管理体制を十分に整えるところまでできており、組織、業務分担等について見直しも含め今後整備していくつもりです。



## 宮城県育成会の対応

社団法人宮城県手をつなぐ育成会

事務局長 芳野 友紀

2011年3月11日、東日本大震  
4.5畠の2間に障害のあるお子さんと

ご家族の生活は、とても厳しい生活環境です。隣の声が聞こえるような棟続きの仮設住宅は本人も落ち着けず、また住んでいた地域ごとの仮設住宅に入居できず、大きい声を出してしまった本人、壁をたたいてしまう

難所は高齢者、身体障害のある方がかかると多くのご家族、本人が行なうことができませんでした。福祉避難所は高齢者、身体障害のある方でいっぱいになり、知的障害のある本人、ご家族が過ごせる環境はあります。避難所で配られるものも受け取れず、長蛇の列ができるスーパーに食料などを買いに行くのも難しい状況もありました。

水道は止まり、電話、携帯電話も間もなく通じなくなり、いつたい何が起きたのかわからぬ状態でした。断続的な震度5以上の余震は4月中旬まで続きました。

発災後に設けられた避難所では落ち着く環境が無く、みなさんに迷惑がかかると多くのご家族、本人が行なうことができませんでした。福祉避難所は高齢者、身体障害のある方がかかると多くのご家族、本人が行なうことができませんでした。福祉避難所は高齢者、身体障害のある方でいっぱいになり、知的障害のある本人、ご家族が過ごせる環境はあります。避難所で配られるものも受け取れず、長蛇の列ができるスーパーに食料などを買いに行くのも難しい状況もありました。

仮設住宅での問題も大きな問題で、地域で障害のある方やご家族が暮らしているという認識、環境はあつたのか。向こう三軒両隣の環境があればこそ支え合える環境。育成会としてしっかりと地域に向けた障害のある人の理解や啓発活動が大切だといふことを改めて考えさせられました。また、震災後、生活環境が大きく変化した本人もいます。ご両親が亡くなってしまい、生まれ育つた地域で受け入れる環境がなく地域を離れた本人もいます。震災に関係なく、この問題は大きな問題だと思います。親亡き後、また本人が親元を離れて暮らせる環境が地域にあるのでしょうか。育成会では震災後、上記のような問題を重く受け止め、地域での障害のある人についての理解啓発活動、また障害のある人と、ご家族が安心して暮らせる環境の整備について市町の会長を集めて研修会を行い、地域での育成会活動の見直しのきっかけづくりをしていきます。

今回の寄稿がみんなの住んでらつしゃる地域で障害のある人が、ご家族が安心して暮らせているか考えるきっかけになつたらと思います。

## 指定居宅介護事業所

### 「ライフソーポート てをつなぐ」について

準備事務局員 川邊 大介

平成26年4月1日より、指定居宅介護事業所「ライフソーポート てをつなぐ」が早良区飯倉に開所します。

現在、福岡市手をつなぐ育成会では

通所や入所の施設は計5ヶ所あり

ますが、それらの施設とはジャンル

が異なります。今回、開所する事業所

は支援を必要とされているお宅に訪

問し、入浴や食事、排せつなどの直接的

支援や、利用者さんの分の調理や

洗濯、掃除など環境を整える間接的

支援をするためにヘルパーを派遣す

る事業所です。通所していただくの

ではなく、訪問介護支援員がお宅へ訪

問するという点が大きく異なります。

ご家庭での生活の支援を中心にはせ

ていただきため、利用者さん個人の細

かいニーズに沿った個別支援計画を

立てることができます。それは、より

深い支援をさせていただくことに繋

がるのではないかと思っています。

事務所は早良区飯倉の閑静な住宅街

にあります。利用者さんが安心して訪

問できる事務所になるよう、内装、外装

工事中です。また、利用者さんだけでは

なく、地域の方々にも談話室や憩いの

場として提供できたらと計画中です。

利用の仕方についてですが、まず

受給者証が必要です。お住まいの区

役所の福祉・介護保健課に行き、居宅

類記入・自宅訪問があつた後に受給

者証が発行されます。その受給者証

には受けられるサービスと上限時間

が表記されています。身体介護、家事

援助などが主なサービス内容です。

その内容と上限時間を基にサービス

計画を作成し、利用していただくこ

とになります。複数の事業所と契約

することが可能ですが、利用料金に関

しては、ご家庭によつて異なります

ので、利用の仕方を含めてご不明な

点がございましたら、ご相談してい

ただけたらと思います。

現在、身体介護、家事援助のみのサー

ビスとなつておりますが、今後は移

動支援や行動援助などのサービスも

ご利用いただけるよう計画中です。



ひまわり園 大瀬 浩文

がるのではないかと思っています。

事務所は早良区飯倉の閑静な住宅街

にあります。利用者さんが安心して訪

問できる事務所になるよう、内装、外装



ト てをつなぐ』では  
は育成会会員の方を  
中心に、生活上での  
ニーズや悩みを把握  
し、一人ひとり細か  
い支援を行つていき  
たいと思つています。

スタッフも日々、努  
力してまいりますの  
で、是非、「ライフソ  
ーポート てをつなぐ」  
をご利用ください。

ニタリング(振り返り)により、目標  
に対する達成度や支援の実施状況・  
内容(方向性)を分析して、また新た  
な個別支援計画(年2~4回作成)に  
盛り込むようにしています。支援に  
ついては、会議にて周知の機会を設  
け、支援員の手段に違いがあれども、  
目標に到達するための支援の内容に  
「ブレ」がないようにしています。

個別支援計画作成にあたり、事業  
所として大切にしていることが、ど  
れだけご本人に寄り添つた内容で  
の計画となつてているかということです。

わかり易い言葉で表現することは  
もちろんですが、将来を見越した計  
画になつているかどうかというとこ  
とだけが潜むるところです。

ひまわり園では、ご本人のニーズ  
を「社会で生活していく上で身に付  
けることが必要なもの(こと)」=課題  
として誰もが潜在的に持つているも

のと捉え、「エイスシート(本人  
の顔となる個人的な情報)→アセス  
メント(本人の現状を把握するも  
の)→ケース記録(日々の行動の記録)  
を勘案して、ご本人の視点での「個別」  
の支援計画を作成します。

更に3~6ヶ月ごとの定期的なモ  
ニタリング(振り返り)により、目標  
に対する達成度や支援の実施状況・  
内容(方向性)を分析して、また新た  
な個別支援計画(年2~4回作成)に  
盛り込むようにしています。支援に  
ついては、会議にて周知の機会を設  
け、支援員の手段に違いがあれども、  
目標に到達するための支援の内容に  
「ブレ」がないようにしています。

個別支援計画作成にあたり、事業  
所として大切にしていることが、ど  
れだけご本人に寄り添つた内容で  
の計画となつていているかということです。  
わかり易い言葉で表現することは  
もちろんですが、将来を見越した計  
画になつているかどうかというとこ  
とだけが潜むるところです。

平成27年4月より、「サービス等利  
用計画」が必要になり、各サービス提  
供事業所と連携する際に、ますます  
個別支援計画の重要性が増してきま  
る大きなポイントとなつてきます。

す。ご本人の「出来る」ことを最大限活かせるよう、精神的な安定感や自己重要感の醸成、意欲の向上などをキーワードにしながら、「強み」に目を向けての支援計画の作成が出来るよう心掛けていきます。



## 福岡ひまわりの里

福岡ひまわりの里は、生活介護事業を通して利用者みなさんに健康で安定した生活を過ごしていただけために、職員一丸となつて支援を行つ

ています。また、能古島という自然に囲まれた場所での生活を通して、身心ともにリラックスでき、地域との関係性も深い、とても住みやすい場所にあります。しかしながら、限られたスタッフの中で行う支援や、交通手段の問題、他の機関との連携を図った支援の難しさ、働く場の確保など、地域移行に向けた取り組みの難しさ、厳しさを実感しています。そこで福岡ひまわりの里では、地域移行につなげる取り組みとして、少人数で行う外出や、「憩いの家ひまわりホーム」での宿泊体験を通して、社会とのつながり、グループホームに向けた体験を経験してもらっています。また個別支援計画を通して、少しずつ目標達成できるように支援を行つています。



さて、個別支援計画についてですが、個別支援計画を作成するにあたり、徹底的なアセスメントを利用者・保護者に行い、本人の夢、自分が描く将来像をお聞きしています。その中で特に重点をおいて聞き取りを行っている事は、言葉に隠れているニーズをいかに本人が描いているニーズとして形に出来るかということです。

言葉そのままを捉えるのではなく、言葉の前後及び背後に何があるか、逆接的に伝えていいのではないかなど、あらゆる方向からアプローチを行い、本人の強み、気づかなかつた能力を引き出す努力をしています。その後はエンパワーメントの視点を生かした支援が行えるよう、モニタリングを行い、個別支援計画を作成、利用者・保護者に本人の強みを説明し、どのように伸ばしていくのかの支援内容を分かりやすく説明していきます。利用者・保護者に説明を行い、「もうとこうして欲しい。」などの要望を再度聞き取り、『モニタリング→個別支援計画作成→利用者・保護者に説明』

を繰り返し行い、納得して頂いて初めて個別支援計画を実施しています。福岡ひまわりの里では高齢化した利用者への医療的支援の在り方や、サービス等利用計画の作成にあたり、相談支援専門員との連携を図った支援の在り方など考えていかなければなりません。現状ですが、利用者の形にすることが難しい夢をいかに引き出し、具現化させる能力を身につけてもらえるか、その実現に向け、全職員支援に努めています。

## ひまわりパーク六本松 黒田 知佳子

就労移行班では、個別支援計画書を3ヶ月ごとに年4回作成しています。まずは、前期の目標の達成状況についてモニタリングを行い、それとともに目標にどこまで近づけたかもしくは達成するためにはどのような努力を行ってきたか本人と話し合います。そして、次回の目標を新たに立てていきますが、自分の思いを言葉にして伝えることは大変難しいこと



です。面接の練習や履歴書の作成、就労セミナーへの参加、ハローワークで仕事の検索など、日々就労に向けた活動を行い、就職するという目標に向かって取り組んでいます。しかし、日常的な生活や日々の生産活動では、自分が何をしたいのか目的が曖昧であると目標を定めることが難しく、職員から提案や質問をして、普段の生活を振り返って考えられるよう工夫をしています。

事業所には作業室がひとつしかありません。しかし、常に職員が近くで、利用者の方とコミュニケーションをとる機会が多いという利点があります。

労セミナーへの参加、ハローワークで仕事の検索など、日々就労に向けた活動を行い、就職するという目標に向かって取り組んでいます。しかし、日常的な生活や日々の生産活動では、自分が何をしたいのか目的が曖昧であると目標を定めることが難しく、職員から提案や質問をして、普段の生活を振り返って考えられるよう工夫をしています。

事業所には作業室がひとつしかありません。しかし、常に職員が近くで、利用者の方とコミュニケーションをとる機会が多いという利点があります。

これからも利用者の方たちが地域の中で安心して生活が出来るよう、本人たちのニーズに合った支援を行つていきたいと思います。

人たちはどのような思いを持つているのかを全職員で話し合っています。

これからも利用者の方たちが地域の中で安心して生活が出来るよう、本人たちのニーズに合った支援を行つていきたいと思います。

福祉訓練時代は多くても2名の“指導員”による“訓練”でした。現在は複数の“支援員”が関わるため、単独では気づかないさまざまな視点から、一人の利用者のさまざまな面を知ることができます。また、看護師の定期的な健康測定は専門的な面から利用者の健康状態が把握でき、支援計画作成の上で大いに役立っています。

「福」の字が大きめで、背景には太陽花のイラストが描かれています。

初めてのことでした。現在でも試行錯誤を繰り返している段階ですが、目標に向け、達成するためにどのようないきたいと思いません。

「福」の字が大きめで、背景には太陽花のイラストが描かれています。

「どのような支援があれば、どのようなことができるか。」

情報を共有し、面談会議を重ねながら、支援の方向性を探っています。

利用者、ご家族に要望を伺うと、「特にありません。今まで満足です。」

という方が多いのですが、そうした言葉に満足せず、要望を気軽に訴えやすい環境づくりを行うことも大切だと考えています。



ひまわりパーク上牟田 島田 典子

現在の利用者は、昨年度まで福岡市の単独事業である福祉訓練事業の利用者でした。そのため法定施設では、個別支援計画に基づいて支援が行われるということについて、まず理解していただきことからのスタートでした。

また、事業所としても昨年4月に開所したばかりであり、個別支援計画作成に向けてのアセスメント、ケース会議、モニタリングなど、すべてが



ひまわりパークつぼみ 中村 典子

ひまわりパークつぼみでは、1月中旬から個々に面談を行い4月からの個別支援計画を作ろうと今、がんばっているところです。保護者の方とちよつと緊張気味な利用者さんに集まっていただき、アセスメントをとっています。家庭での様子などをうかがうと、利用者さんのまた違った一面を知ることができこれから支援にとても役に立つ機会です。家

で家事を何もしていないことがわかれ、手伝いは自立の一歩だと説明し、家庭での協力をお願ひしながら、事業所でも掃除機や洗濯機を使ってもらっています。

いろいろな話の中から、利用者さんが、どういう未来を描いているのか、保護者の方はどんな生活を利用者さんがすることを望んでいるのかを私たちは見つけようとします。そしてその希望に少しでも近づくよう計画をたてていきます。

先日、「工賃向上マネージャー養成講座伝達研修」をうけ、その中に個別支援計画をたてるにあたって、A.Iという考え方を学びました。まず、20%のハッピーを目標にし、少しづつ目線を下げて、現実に近づいていく方法です。

120%のハッピーになればどんなにすてきなことでしょう。利用者さんが現在の120%の幸せになれば、それは私たち支援する側にとても120%の幸せなことと思いながら、支援計画作成に取り組んでいます。

## 相談支援事業所だより

平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により、障害福祉サービス、障害児通所支援を利用するすべての利用者の方にサービス等利用計画又は、障害児支援計画を作成しなければなりませんが、その3ヶ年の経過措置も最終の26年度を迎えるとしています。

本市では計画作成が増えず1%弱

が現状です。私ども指定特定相談支援事業所「ひまわり」では、今年度スタッフが各種研修に参加し、サービス等利用計画作成の技術習得に努めました。年度後半には、実際に利用計画作成の依頼が入り具体的に計画づくりに取り組むことができました。しかしまだ利用計画が必要な対象者の方が多數おられることを考えると、次年度は、当事業所でも少なくとも数十件の利用計画の作成が必要と思われます。

サービス等利用計画は、サービス利用者を支援するための中心的な総合計画(トータルプラン)となります。計画には、ご本人の課題、その支援方

針、利用するサービスの記載が必要となります。利用されるサービスもにわたり、その中からご本人にあつたサービスを選択し計画案を立てなければなりません。そのためには、相談支援専門員としていかに多くの良質の情報を持っているのかが利用者さんに選ばれるポイントとなります。さらに、複数サービスの組み合わせの調整を行うことも必要となります。

様々な能力を必要とする相談支援専門員は、現場スタッフ以上にプロ意識を持って業務に臨まなければと痛感します。また、当法人も会員の皆さま方のライフステージのあらゆる場面で支援できるよう、各種の事業を立ち上げていくことになり、その過程の中で、相談支援事業の役割は大変重要なものとなるので、次年度は相談支援専門員にとつては、重要な一年になりますが、皆様のご指導、ご鞭撻を頂きながら更なるステップアップをしていきたいと思います。

この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。

2012-1010ANDO



充実した保障で大切な  
お子様をお守りします。

年払い  
保険料

15,000円  
(Aプランの場合)

詳しい資料のご請求は  
右記までお願いします。

○募集代理店  
株式会社 グッド・サポート  
〒812-0037 福岡県福岡市博多区御井所町2-6  
TEL 092-263-6771

○引受保険会社  
ともに助け、ともに生きる  
zenchi 共済株式会社  
〒101-0032 東京都千代田区岩木町三丁目5番8号  
TEL 03-3581-0014

# 保護者会だより

## 障害者福祉の向上は、当事者の運動から

2月28日、「障害者総合支援法改正とこれからの方針」を題して熊本学園大学特任教授河野正輝氏による研修会を開催し、40名の参加がありました。

「法律に当事者の願いを盛り込むために、法律が決まる前に内容を知り、意見を出す力をつけましょう！」と呼びかけてきましたが、参加された方の感想は、「決まつてから教えてください」や「福岡県や市の考え方を知りたい」という感想がありました。

わたしたちは、本当に法が生活と直結していると実感しているでしょうか。法律が決まってからは、わたしたちの望むように内容を変えることは難しく、また、県や市の動きは、ほとんどが国の人動向をみながらという仕組みになつているので国の法律を学ぶことは、大切です。

法律が決まってからでは、わたしたちの望むように内容を変えることは、困難なことばかりで、これ以上税金を使わせてもらいたいとは要望しにくいなどと認識し、法律をみていくことが必要です。

そこで、今日は社会保障法について、第一人者である河野先生にご講演をお願いし、①障害者総合支援法に変わつて知的障がい者の生活がどう変わるのか。②知的障がい者の住まいや暮らしはどうなるのか。③親亡き後の問題――知的障がいのある人の「自己管理型支援」の在り方（自己管理型支援とは何か。今までの自立支援とどこが異なるか）④保護者は法律について、また法律が変わったときにどういう視点を注意してみていくと良いのか⑤障害福祉がどんな方向に進んだら私たちは幸せに暮らせるか。についてご教授いただきました。



研修会の様子

## 25年度 保護者会の活動

三役会・役員会と合わせて、成人部会・児童学齢部会・地域生活支援部会に分かれて活動してきました。運動を推し進めるために力をつけて、保護者の福祉に対する知識の向上のための研修会や会員の現状把握のために懇談会等を開催したり、本人たちの生活の質の向上を目的に、音楽あそび・療育キャンプ・オーパンスペース・ダンスパーティーなどを開催しました。社会への啓発として、知的障がいについての理解を深めてもらうために、「本人の声を聴く会」や行政・議会・その他の関係者に対して機会をとらえて説明やイベントを開催しました。

毎日の継続した活動が、知的障がいをもつ人たちとその家族の幸せにつながると信じて活動してきました。

要。「国民の中に障がい者がいることで欠ける」とない国民になる。」という先生のことばは、支援を受けられるばかりで、これ以上税金を使わせてもらいたいとは要望しにくいなどと考えなくて良いとはつきり示されました。また予算は、必要と思われるところから充てられる。お金がないではなく「必要だ」と多くの人が認めれば、お金はまわってくるので、何にお金が使われているのかを点検し、多くの人が必要と思うよう運動することが必要。

今回の研修で、私たちが法と生活が直結することを身近に感じることができ、「障害者福祉の向上は、当事者運動からなる」ということを強く認識できた研修会でした。

## 育成会保護者会25年度の活動の様子



6月25日 総会



市議会議員との懇談



県大会で表彰されました。



福岡市に障害者差別禁止条例をつくる会では、知的障がい者の立場で意見発表を行った。

関係機関との連携  
・  
関係者との懇談  
など積極的に  
行いました。



ブロック別懇談



バザーの準備の様子



## 本人活動

たくさんのボランティアに支えられて実施できました。協力してくださったみなさま、ありがとうございました。



小児科学会に出展し、育成会保護者会の紹介を行いました。小児科医から、会の内容についてのご質問などがありました。

## 当会事業の停止、および法人格の返上について

関係者の皆様へ

日ごろより全日本手をつなぐ育成会の活動にご協力いただき、ありがとうございます。

全日本育成会は今年3月末で基本的な事業を停止し、平成26年度中に社会福祉法人格を自ら返上することになりました。これは、障害のある人の権利をまもり、家族を含めてその生活や福祉のあり方を考えていく全日本育成会の活動にとって、社会福祉法人という枠組みが合わなくなってきたためです。あわせて、東京にある本部事務所も閉鎖します。

代わりに56正会員による連合体が作られ、国への政策提言、情報発信、権利擁護、本人活動支援などを必要な事業はその連合体が行っていきます。また、都道府県や市区町村の育成会は、組織的な変更などなく従来通り活動を続けていきます。

関係者の皆様にはご不便やご迷惑をおかけすることになりますが、決して不安に思われることなく、各地で育成会活動を進めてくださるようお願いいたします。

平成26年3月24日

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

理事長 久保 厚子

社会福祉法人「全日本手をつなぐ育成会」がこのたび、国において社会福祉法人の見直しが行われつつあるを見据えて、社会福祉法人格を自ら返上し、障がい者福祉の団体にふさわしい組織となるよう組織の方を見直すことになりました。

具体的には、現在56の正会員（全国47都道府県の育成会と福岡市手をつなぐ育成会を含む9政令都市の育成会）で構成している社会福祉法人「全日本手をつなぐ育成会」から、56の正会員が改めて新しい連合体を組織し、各正会員はそれぞれに役割を担い有機的なつながりを持つて活動しています。

この連合体は、当面は新たな組織化をせず、既存の仕組みを活用して運動体として、機関紙「手をつなぐ」の発行をはじめとして今までどおりの活動を継続します。（詳細は下記「当会事業の停止、および法人格の返上について」をご覧ください。）

なお、社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会におきましては、今までどおり社会福祉法人として活動し、会員の皆様と手をつなぎ事業の一層の推進を図つてまいる所存です。

社会福祉法人  
福岡市手をつなぐ育成会

理事長 向井 公太

# 「全日本手をつなぐ育成会」の事業の停止および法人格の返上について

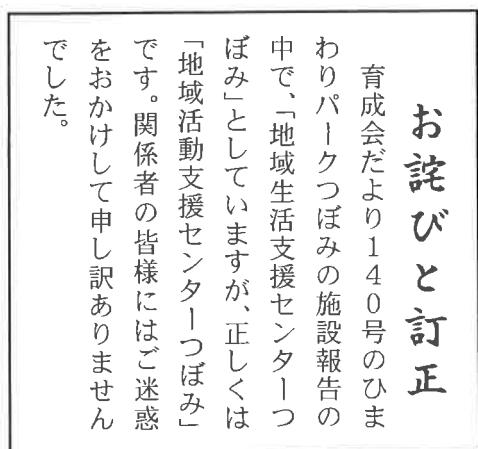
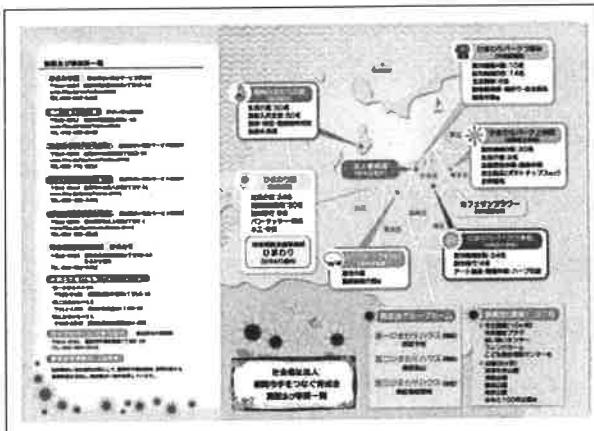
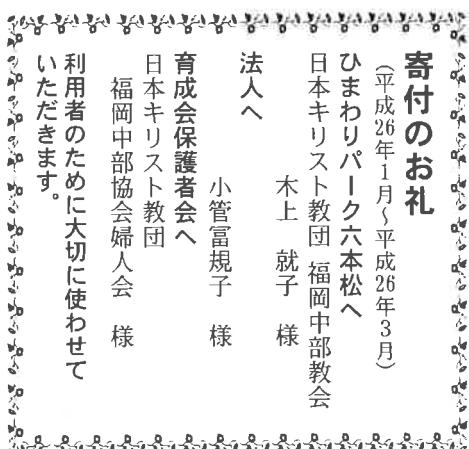


日本財団の助成を受け、平成26年3月16日にひまわり園に軽自動車(バン)を配置することができました。今回、車両が配置されたことにより、食品(パン、製菓)の販路の拡大に繋げていきます。日本財団のご厚意に深く感謝申し上げ、利用者支援及び工賃の向上のために大切に使用させていただきます。

## ひまわり園 福祉車両配置



福岡市手をつなぐ育成会の新しいリーフレットが完成しました。育成会の概要や事業所・保護者会の活動等、現在の福岡市手をつなぐ育成会の情報が写真入りで満載です。各事業所・事務局に置いてありますので、ぜひ手に取られてみてください。



## 退職

ひまわりパーク六本松

西山 雅子

清掃事業部従業員  
(心身障がい福祉センター)  
中島 希

清掃事業部 移動班  
大串 幸治

採用  
ひまわりパーク六本松  
清掃事業部 移動班  
氏岡 田部 京子  
小瀬 哲也

ひまわりの里  
井田 貞信

## 人事異動